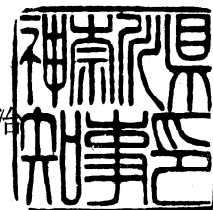


水 第 2 6 7 0 号
令和 6 年 12 月 11 日

神奈川県漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



まあじ、まいわし及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事
管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定
めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まあじ、まいわし及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から令和7年 12 月 31 日までの期間をいう。)における漁業法第 16 条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年1月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まあじ漁業	現行水準

第二 まいわし

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まいわし漁業	現行水準

第三 かたくちいわし

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

92,000トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県かたくちいわし漁業	92,000トンの内数

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.48%	557
まいわし太平洋系群	現行水準	0.35%	1,856
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			

うるめいわし対馬暖 流系群			
かたくちいわし太平 洋系群	92,000 トンの内数	—	
かたくちいわし瀬戸 内海系群			
まだい日本海西部・ 東シナ海系群			